

(照会先)
社会保険業務センター
企画調整課 井上、佐野
電話直通 3595-2679(8月8日(火))
電話直通 5344-1109(8月9日(水)以降)

平成18年8月8日
社会保険庁

年金の給付誤りについて

1 概要

社会保険庁においては、「年金給付システムの総点検」の結果を踏まえ、新たに実施した制度改正事項等にかかる年金給付システムについては、その内容が適正であるかの十分な検証を行うという年金給付サーベイランスシステムを導入しているところであるが、今般、その事後検証において、以下の2事案について年金額の改定処理に一部不具合があることが判明した。

〈事案1〉 老齢基礎年金の一部繰上げ請求にかかる給付誤り

- ① 在職中の特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、退職と同日に老齢基礎年金の一部繰上げ請求を行った場合、本来であれば、「一部繰上げ請求の日」に退職までの期間を算入して「繰上げ調整額」を計算することとなるが、当該期間を算入せず、その後の「定額部分の支給開始年齢到達日」に当該期間を「繰上げ調整加算額」として計算したため、未払いまたは過払いが生じていることが判明した。
- ② 老齢基礎年金の一部繰上げを請求した受給権者が、中高齢者の特例に該当している場合の繰上げ請求後の在職期間の期間追加については、本来であれば、240月を超えた際にその超えた期間のみを繰上げ調整加算額として計算することとなるが、240月を超えていない場合においても、繰上げ請求後の在職期間を全て繰上げ調整加算額として計算したため、過払いが生じていることが判明した。

注) 中高齢者の特例：40歳以後(女子と坑内員・船員は35歳以後)の被保険者期間が180月あると、定額部分が240月としてみなされる。

〈事案2〉 特別支給の老齢厚生年金にかかる給付誤り

- ① 昭和16年4月1日以前生まれの特老厚の受給権者が、老齢基礎年金の繰上げ請求(以下「繰上げ老基」という。)を行った場合は、特老厚と

繰上げ老基は併給できず、特老厚を支給停止とし、繰上げ老基を全額支給とすることとされている。

このうち、共済組合等の組合員となり、特老厚を全額支給（繰上げ老基は支給停止）されている者が、組合員でなくなった場合、本来、特老厚を支給停止（繰上げ老基は全額支給）することとなっているが、特老厚が支給停止されなかったために、年金の過払いが生じていることが判明した。

- ② 特老厚の年金額は報酬比例部分と定額部分とを合わせた額からなっているが、平成6年年金法改正において、定額部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられているところである。

この支給開始年齢が引き上げられている対象者のうち、年金額の計算の基礎となる坑内員及び船員の期間が180月以上である場合には、定額部分が支給されることとなっているが、受給権発生時点で180月ない者についても、その後の退職改定による追加された期間で判断し、受給権発生時点から定額部分を支給していたために、年金の過払いが生じていることが判明した。

2 原因

いずれも年金額改定にかかるプログラムに一部不具合があったことが原因である。

3 対象者数等

<事案1>

- ① 54件

未払い41件	総額約23万円	1件当たり約6千円
過払い13件	総額約9千円	1件当たり約7百円
- ② 48件 (過払い総額 約125万円 1件当たり約2万6千円)

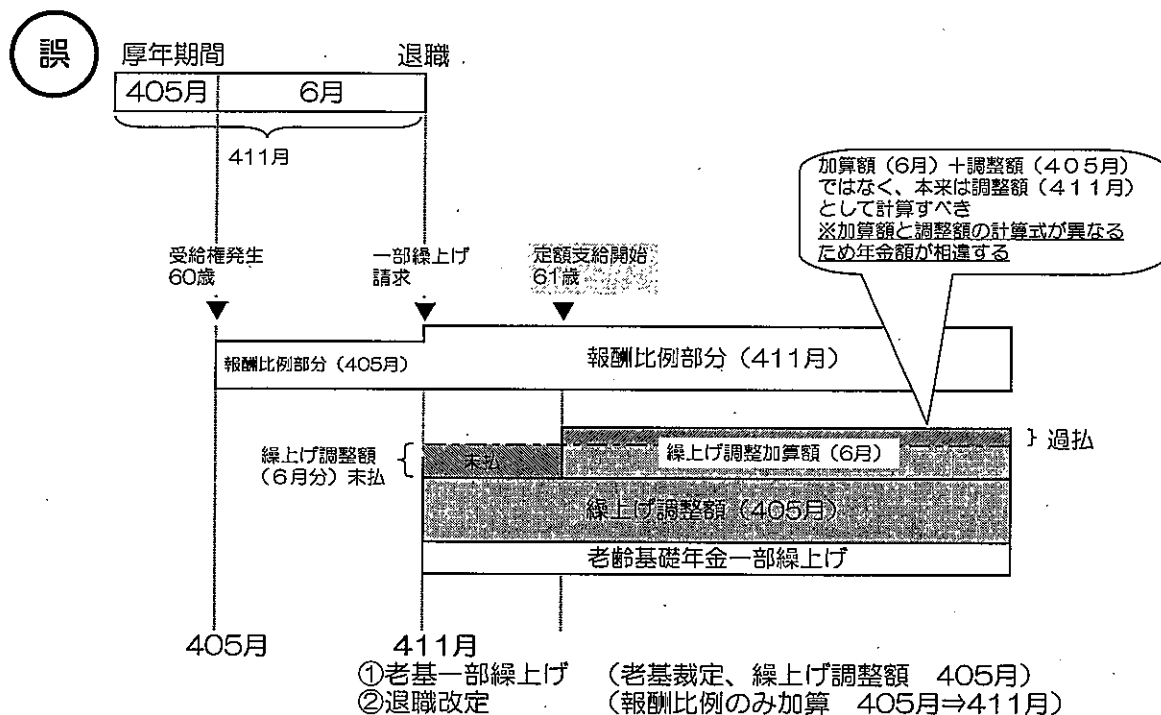
<事案2>

- ① 5件 (過払い総額 約39万円 1件当たり約8万円)
- ② 8件 (過払い総額 約290万円 1件当たり約36万円)

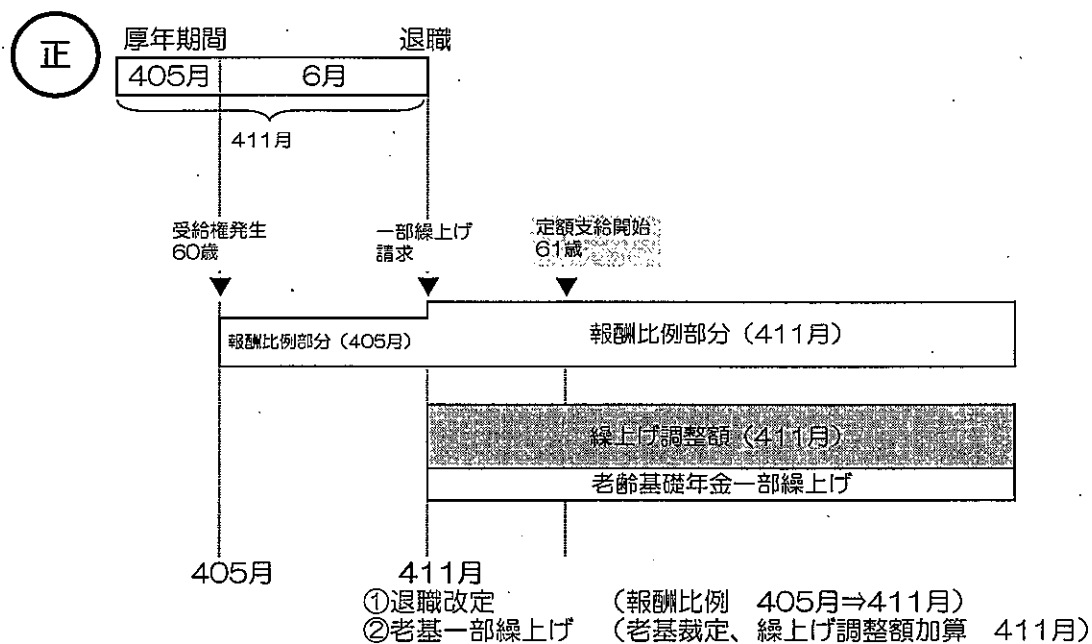
4 対応

- (1) 対象者の方には、個別にお詫びの手紙及び正しい内容の通知書等を送付するとともに、過払いの方については、その返済方法の相談を行う。
- (2) プログラム修正については、早急に対応する予定。

< 事案 1 > ① 繰上げ請求日と退職日が同日



- ・一部繰上げ申出年月日と退職改定年月日が同日の場合、一部繰上げ請求時点で繰上げ調整額を411月とすべきところ405月で計算している。
- ・定額支給開始時点で繰上げ調整加算額を加算してはならないが、6月分加算している。

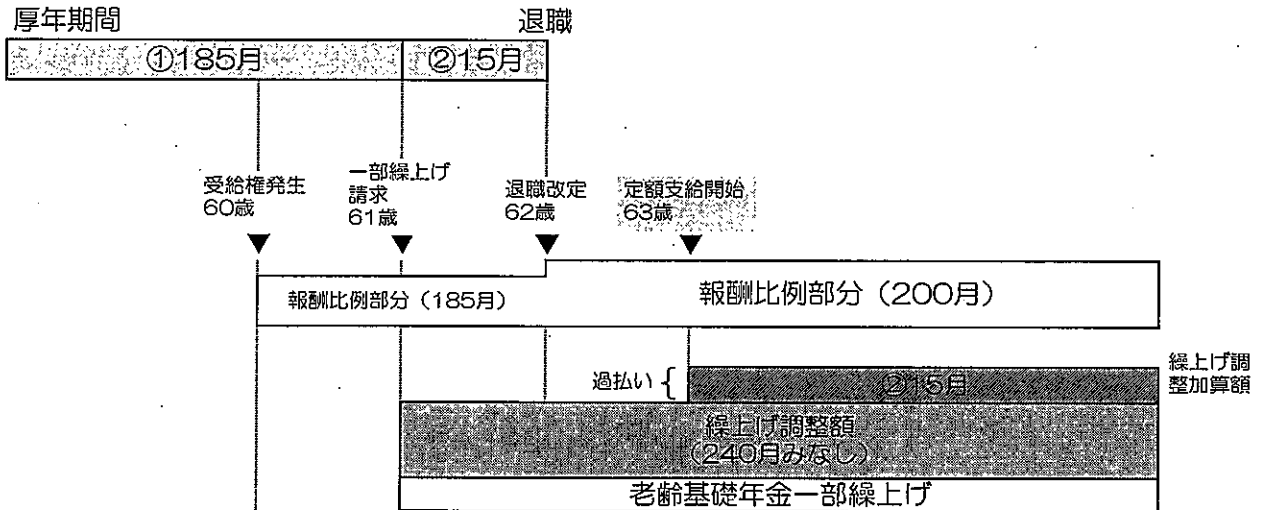


- ・一部繰上げ請求時に受給権発生 (60歳) から退職までの期間 (6月) を含め、繰上げ調整額を算出する。
- ・一部繰上げ年月日と退職改定年月日が同日であるため、繰上げ調整加算額は加算されない。

< 事案 1 > ② 繰上げ請求時から中高齢特例に該当

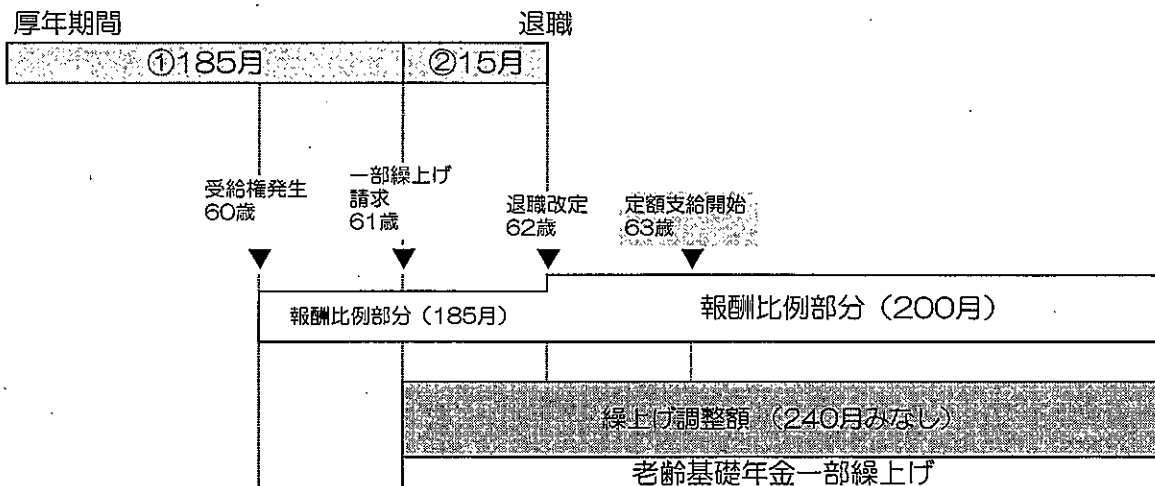
繰上げ請求時から中高齢特例該当者（定額支給開始年齢到達前に退職改定）

誤



- 一部繰上げ請求時から繰上げ調整額が240月みなしで計算されているにもかかわらず、再度、退職改定時から②の被保険者期間分（15月）を増額分として改定した。

正



- 一部繰上げ請求時において中高齢特例に該当している場合は、一部繰上げ請求時から240月みなしで繰上げ調整額が計算される。
- 定額支給開始年齢到達時においても、被保険者期間が240月未満であるため、増額加算は行われない。

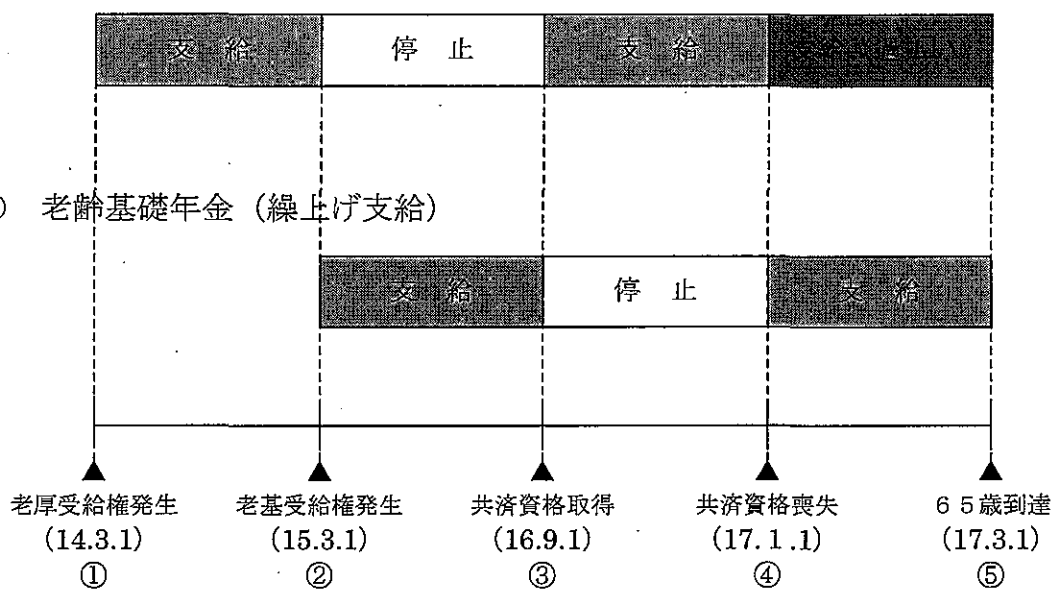
< 事案 2 > ①

(誤)

※ ④の共済資格喪失がなされたことにより、老齢基礎年金が支給となり特別支給の老齢厚生年金が停止となるべきところ、特別支給の老齢厚生年金が支給のままとなっている。

○ 特別支給の老齢厚生年金

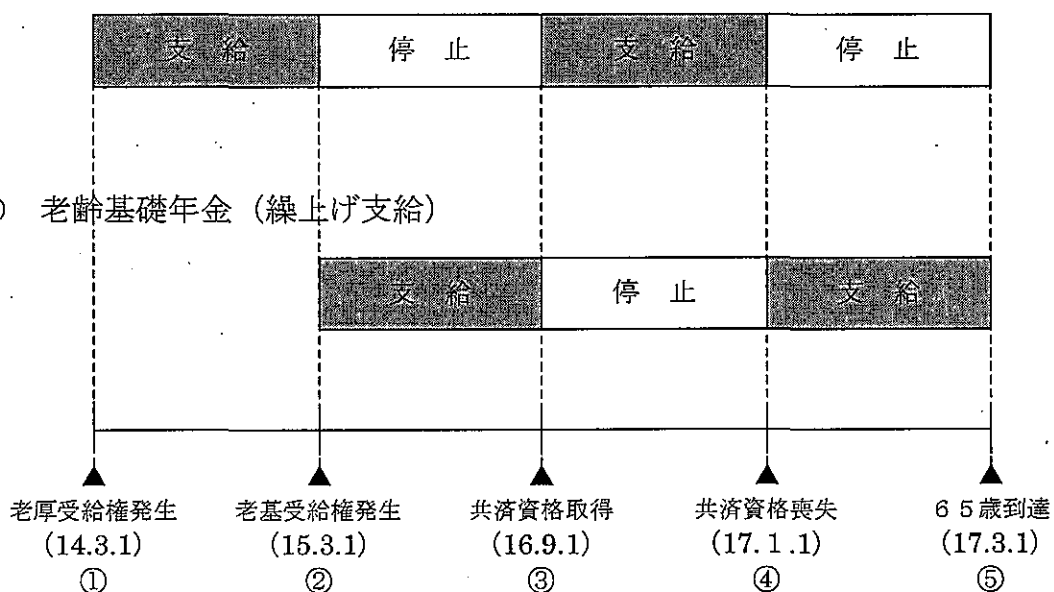
○ 老齢基礎年金（繰上げ支給）



(正)

○ 特別支給の老齢厚生年金

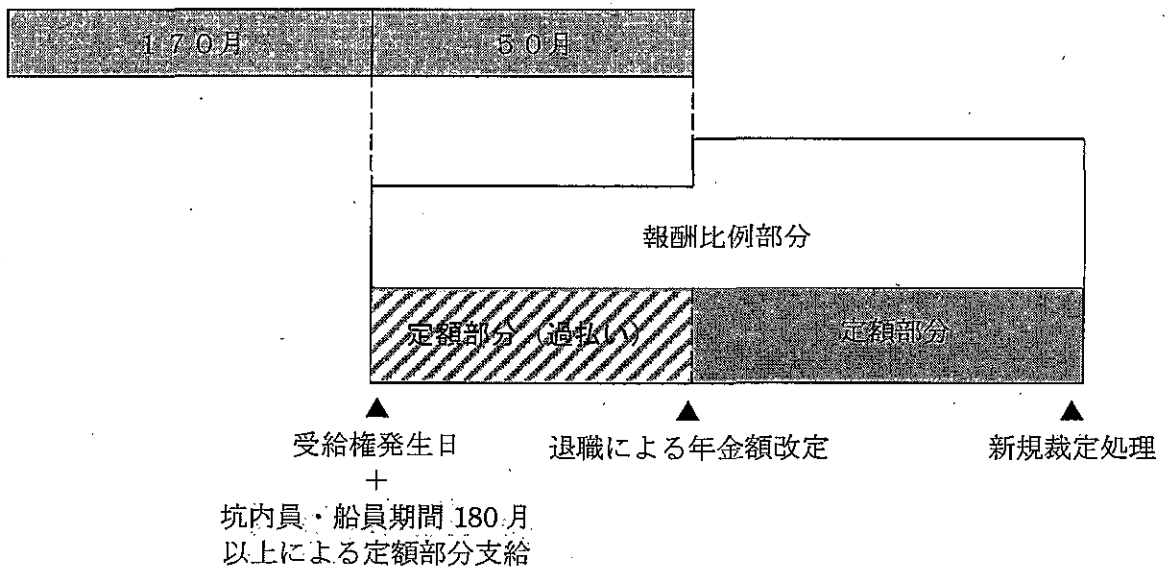
○ 老齢基礎年金（繰上げ支給）



< 事案 2 > ②

(誤)

※ 新規裁定処理時点において「受給権発生日より180月以上である」との誤った判定を行い、定額部分の支給を開始してしまうため、受給権発生から退職による年金額改定までの間の定額部分が過払いとなってしまう。



(正)

※ 新規裁定処理時点において、受給権発生日からは報酬比例部分の支給、退職による年金額改定以降は定額部分の支給開始を行う。

